平成２８年（フ）第４４号
愛知県豊橋市佐藤１丁目20番地13（Ｂ－202）
破産者　台所和くうこと　出来　和幸
1　決定年月日　平成28年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２８年（フ）第２４２号
広島市佐伯区薬師が丘２丁目１番24号
破産者　佐谷　嘉信
1　決定年月日　平成28年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３号
愛媛県大洲市中村278番地２ヴィラソレイユ102号、住民票上の住所愛媛県喜多郡内子町内子2752番地
破産者　樋内　茂則
1　決定年月日　平成28年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所大洲支部

平成２８年（フ）第７２３号
福岡市南区野多目５丁目２番26号
破産者　荒尾しおり（旧姓元満）
1　決定年月日　平成28年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第７５４号
福岡県筑紫郡那珂川町仲１丁目38番地
破産者　佐藤　一彦
1　決定年月日　平成28年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第７７４号
福岡市南区曰佐３丁目28番27－105号
破産者　中山　貴志
1　決定年月日　平成28年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１０４号
長崎県長崎市平戸小屋町14番50号　浜本ＡＰ101
破産者　門脇　俊彦
1　決定年月日　平成28年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第４７号
秋田市将軍野南１丁目３番36号、住民票上の住所秋田市外旭川字待合13番地１　マスターピースＭ．Ｓ．10　1007号
破産者　渋谷　　清
1　決定年月日　平成28年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１３７号
神奈川県藤沢市円行１丁目10番地の10　アクアマリン湘南406号室
破産者　松澤　秀敏
1　決定年月日　平成28年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４３４号
横浜市神奈川区羽沢南２丁目16番24号　ソレアード201号
破産者　小山日出雄
1　決定年月日　平成28年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４３５号
横浜市神奈川区羽沢南２丁目16番24号　ソレアード201号
破産者　小山　松美
1　決定年月日　平成28年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６２２号
横浜市中区本牧元町50番52－206号
破産者　早坂　貴宏
1　決定年月日　平成28年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６２３号
横浜市中区本牧元町50番52－206号
破産者　早坂　啓子
1　決定年月日　平成28年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７８３号
横浜市港南区港南台５丁目１番３－403号
破産者　鈴木　美貴（開始決定時の姓林）
1　決定年月日　平成28年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２９０号
石川県かほく市白尾ヌ12番地７、従前の住所石川県かほく市長柄町45番地３
破産者　小池田　勝
1　決定年月日　平成28年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１４２号
金沢市入江３丁目99番地　トラスティ206号、住民票上の住所金沢市若宮２丁目251番地ゼフィールⅡ101号
破産者　ＫＯＧＥＩまつきちこと　松平　修一
1　決定年月日　平成28年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

免責許可決定

平成２８年（フ）第７４１号
福岡市早良区賀茂４丁目14番19号
破産者　岡口　吉和
1　決定年月日　平成28年８月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第８３３号
福岡市西区福重３丁目４番８－103号
破産者　小島　秀美
1　決定年月日　平成28年８月17日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第８４７号
福岡市早良区百道１丁目12番10－203号
破産者　安野　和海
1　決定年月日　平成28年８月17日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１９７号
熊本市中央区南坪井町８番５号　コーポ多江305号
破産者　ＭＩＭＯＲＩ　ＡＭＰＡＲＯ　ＡＰＯＬＯＮＩＯ（通称三森アンパーロ）
1　決定年月日　平成28年８月17日
2　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係